いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成29年６月１日号）

【今号の内容】

●男女生き活き企業認定制度がスタートしました！
●女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ
●男女共同参画社会を考える“とちぎ県民のつどい”を開催します
●「イクメン企業アワード2017」･「イクボスアワード2017」を実施します。
●労政とちぎ５月号を発行しました
●平成29年度若年求職者バウチャー事業のお知らせ
●平成29年度「全国安全週間」
●労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応を促すための厚生労働省の支援策

男女生き活き企業認定制度がスタートしました！

県では、女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業・団体を「男女生き活き企業」として認定する制度をスタートしました。
現在、認定企業の申請を受け付けています。

Step１．とちぎ女性活躍応援団登録
Step２．いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言登録
Step３．男女生き活き企業認定
Step４．男女生き活き企業表彰

認定された企業の中から、毎年度コンテストとして、企業規模別に優れた取組を選定し、表彰します。(7月募集開始予定)
企業・団体の皆様、「とちぎ女性活躍応援団」の登録も行い、「男女生き活き企業」の認定・表彰を目指しませんか？

【認定のメリット】
１．認定証を交付します。
２．女性活躍応援専用サイト（とちぎウーマンナビ）等により、取組をＰＲできます。
３．男女生き活き企業コンテストに応募できます。
→企業のイメージアップにつながります！

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。
http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=184

女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ

　県では、県内中小企業を対象に、女性の活躍を推進するため従業員を研修に参加させる際の費用の一部を助成しています。
　「管理職を目指す女性のための研修」や「女性の職域を拡大するための研修」などが助成対象です。
　なお、平成29年度から助成対象を一部拡充し、中小企業が自ら研修を企画し、事業所内等で実施する場合を追加しましたので、是非御活用ください！

１　募集締切　平成29年12月末日（土日祝日及び閉庁日を除く。）
　　※研修開始10日前（土日祝日及び閉庁日を除く。）までに申請してください。

２　支給対象
　　女性の活躍を推進するために、従業員を研修に参加させる事業主

３　支給要件
　　・常時雇用する従業員数が300人以下で、栃木県内に本社または主たる事業所があること。
　　・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にかかる一般事業主行動計画を作成しているか、または、平成29年度中に策定予定であること。など

４　支給条件
　1）支給対象経費　研修及び研修で使用する教材費
　2）支給率　1/2
　3）支給上限　18万円/企業
　　① 教育機関へ従業員を派遣する場合
　　　　１人あたり６万円上限で助成
　　② 中小企業が自ら企画し研修を実施する場合【H29新規】
　　　　１企画あたり６万円上限で助成

　申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。
　http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html

男女共同参画社会を考える“とちぎ県民のつどい”を開催します

内閣府では、毎年６月23日から29日までの1週間、
「男女共同参画週間」を実施しています。
男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためにはみなさん一人ひとりの取組が必要です。
栃木県では、６月24日（土）に“とちぎ県民のつどい”を開催します。
この機会に男女共同参画社会について考えてみませんか？
御参加をお待ちしております。

日時　平成29年６月24日(土)
　　　午前の部：10:00～12:00
　　　午後の部：13:00～15:00
場所　パルティとちぎ男女共同参画センター
　　　（宇都宮市野沢町４番地１）
内容
　１．午前の部
　　活動団体の事例発表
　２．午後の部
　　(1) 式典
　　(2) 講演：文化を変える、ということ
　　　　講師：江川紹子氏（ジャーナリスト）
費用　無料
定員　378名

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。
http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=197

「イクメン企業アワード2017」・「イクボスアワード2017」を実施します。

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進するイクメンプロジェクトの一環として、今年度も「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を実施します。

「イクメン企業アワード」は、男性の育児と仕事の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰するものです。一方、「イクボスアワード」は、部下の育児と仕事の両立を支援する管理職＝「イクボス」を企業などからの推薦によって募集し、表彰するものです。是非、御応募ください。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000165188.html

労政とちぎ５月号を発行しました

労政とちぎは、労使関係の安定及び労働者福祉の向上を促進するため、労働者の福祉や職業能力の開発・向上、労働関係の法制度の改正、技能五輪全国大会・全国アビリンピックなど、多岐にわたる労働に関する情報を提供する労働情報誌です。
是非ご覧ください。

「労政とちぎ（５月号)」はこちら（↓）を御覧ください。
http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/documents/rouseitochigi.html

---

平成29年度若年求職者バウチャー事業のお知らせ

就職を希望する若者を対象に、バウチャー（職業訓練利用券）を交付して民間の訓練機関の受講費用を助成し、若者が希望する職業に就けるように支援しています。

１　助成額　　　上限７５，０００円（費用の半額）
２　応募資格　　４５歳未満で栃木県内において正規雇用で就職することを希望していること等
３　利用定員　　６０名（先着順）
４　訓練コース　県が指定した訓練コースの中から選択していただきます。
（大型免許、パソコン操作、クレーン、簿記、CAD、介護職員初任者研修、医療事務、フォークリフトなど）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。
http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/voucher-main.html

---

平成29年度「全国安全週間」

労働災害は長期的に減少し、平成28年は２年連続で年間の死亡者数が1,000人を下回る見込です。一方、休業４日以上の「死傷災害」は前年より増加する見込みであり、死亡災害についても、平成28年11月から平成29年２月まで４か月連続で前年同月を上回っている状況にあります。

これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、商業施設内の各出展者（テナント店舗等）に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

厚生労働省では、７月１日から７日までを「全国安全週間」、６月１日から30日までを準備期間として、各職場で巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

平成29年度スローガン
「組織で進める安全管理　みんなで取り組む安全活動
　未来へつなげよう安全文化」

詳細は、こちら（↓）を御覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000158876.html

労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応を促すための厚生労働省の支援策

厚生労働省は、労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換申込みが、平成30年４月から本格的に行われることを踏まえ、無期転換ルールの周知とともに、事業主の皆さまや働く皆さまのニーズも確認しながら、さまざまな支援メニューを用意し、企業における無期転換制度の導入を支援していきます。

○厚生労働省が実施する９つの導入支援策
１　無期転換制度や「多様な正社員」制度の導入の参考となるモデル就業規則を作成
２　無期転換制度や「多様な正社員」制度の導入を検討する企業へのコンサルティングを実施
３　無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」を全国で開催
４　「多様な正社員」や「無期転換ルール」についてのシンポジウムを開催
５　先進的な取組を行っている企業等の事例

６　無期転換制度の導入手順などを紹介するハンドブック等を作成
７　正社員化などを行った事業主に対するキャリアアップ助成金
８　都道府県労働局に「雇用環境・均等部（室)」を設け、専門の相談員を配置
９　無期転換ルールの特例

※　無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が５年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者（パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることです。

詳細は、こちら（↓）を御覧ください。
http://muki.mhlw.go.jp/policy/

【配信停止】
本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218
FAX 028-623-3225